

現行しまね特別支援教育推進プランの成果と課題

章	主な取組内容	主な成果	主な課題
2 特別支援学校	<p>複数障がい種対応 ・出養、益養に肢体不自由教育部門設置</p> <p>センター的機能 ・スーパーコーディネーターの配置 ・センタールームの整備</p> <p>学校図書館を活用した教育 ・学校図書館の整備</p> <p>職業教育と就業支援 ・コース制の導入（知的障がい） ・進路先の確保</p> <p>交流及び共同学習 ・交流及び共同学習の推進 ・地域の資源を活用した教育の推進</p> <p>教育環境の整備・充実 ・経年化対策、狭隘化対策 ・学校給食の整備</p>	<p>○知的障がい特別支援学校（松江、出雲、浜田）の校舎新設、改修により、狭隘化が解消された。</p> <p>○出雲養護、益田養護に肢体不自由教育部門を設置し、各圏域で専門的な肢体不自由教育を受けることができた。</p> <p>○センタールーム、図書館、学校給食の厨房などを整備することで特別支援学校の機能強化につながった。</p> <p>○センター的機能の充実により、保幼小中高への教育相談が強化された。</p> <p>○知的障がい特別支援学校への職業コース設置などにより、高い就労率を確保できている。</p>	<p>○社会に開かれた教育課程の実現のために地域の人材や資源を活用した地域との連携について検討が必要である。</p> <p>○医療依存度の高い児童生徒や集団適応が困難な児童生徒の安全・安心な教育環境が必要である。</p> <p>○発達障がいを併せ有する子どもが増加しており、その障がい特性に応じた教育内容の検討が必要である。</p> <p>○通学支援の在り方について検討が必要である。</p> <p>○センター的機能への教育相談が増加しており効果的・効率的な相談体制の構築についての検討が必要である。</p> <p>○就労先の多様化に応じた職業教育・就業支援についての検討が必要である。</p>
3 就学前	<p>所（園）内体制・相談支援体制の充実 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・センター的機能との連携強化</p> <p>教職員等の資質・専門性の向上 ・ニーズに応じた研修の実施</p> <p>保育所や幼稚園に入所又は在籍していない乳幼児への支援</p> <p>就学相談の充実</p>	<p>○所（園）内体制が整備され、所（園）での特別支援教育が推進されてきた。</p> <p>○センター的機能の相談支援の充実や幼児教育センターの開設など相談支援体制が強化されてきている。</p> <p>○研修の実施や参加により、保育士や幼稚園教職員の理解が深まってきている。</p>	<p>○早期からの支援につなげるため、保護者に対し子どもの障がい受容を促す取組が必要である。</p> <p>○センター的機能に対する教育相談が増加しており効果的・効率的な相談体制の構築について検討が必要である。</p> <p>○ニーズに応じた研修の実施が必要である。</p>
4 小・中学校	<p>校内体制の充実</p> <p>教職員の資質・専門性の向上</p> <p>個別の教育支援計画の作成と活用</p> <p>通級指導教室担当者の複数配置</p> <p>通常の学級におけるにこにこサポート事業の充実</p> <p>中学校から高等学校等への進学</p>	<p>○特別支援学校のスーパーコーディネーター（H25～H28）や支援専任教員（H29～）による指導助言で、校内体制や教職員の意識の向上が図られた。</p> <p>○にこにこサポート事業の充実や通級指導教室の担当者の複数配置など、よりきめ細かな指導・支援につながった。</p> <p>○特別支援教育の経験年数に応じた研修の実施や相談体制の強化により、教職員の適切な指導・支援が図られつつある。</p>	<p>○校内体制の機能向上と相談体制についての検討が必要である。</p> <p>○個別対応が必要な児童生徒への個別支援の在り方についての検討が必要である。</p> <p>○教職員の発達障がいに対する理解と適切な指導・支援が必要である。</p> <p>○適切な進路指導と効果的な引継ぎについての検討が必要である。</p>
5 高等学校	<p>校内体制の充実 ・校内委員会の設置 ・コーディネーターを中心とした体制づくり</p> <p>教職員の資質・専門性の向上</p> <p>「通級による指導」に類する指導</p> <p>障がいのある生徒の高等学校進学における受入体制の整備</p>	<p>○全校における特別支援教育に関する研修の実施等により、校内体制の整備や教職員の理解の向上を図れた。</p> <p>○圏域ごとのネットワーク構築や特別支援学校との連携により、生徒に対する適切な指導と必要な支援の充実が図られつつある。</p> <p>○高等学校3校に通級による指導を導入したことにより、特別支援教育の充実が図られている。</p>	<p>○校内体制の機能向上と相談体制についての検討が必要である。</p> <p>○合理的配慮の提供についての検討が必要である。</p> <p>○通級による指導の在り方について検討が必要である。</p>
6 特別支援教育の充実・発展	<p>理解・啓発の強化</p> <p>教職員の専門性の向上 ・派遣研修や人事交流による人材育成の実施 ・様々な障がいに関する専門性の向上 ・免許状保有率の引き上げ</p>	<p>○理解教育が各校で実施され、児童生徒の障がいに対する理解が進んだ。</p> <p>○リーフレットの配布や各校での相談活動等で保護者への理解が進んだ。</p> <p>○特別支援学校の障がい種別の専門性の向上と授業力向上が見られた。</p> <p>○長期研修への派遣や教育センターと連携した研修の実施により、特別支援教育の専門性向上や人材育成が見られた。</p> <p>○免許法認定講習の実施により、視覚障害特別支援学校免許状保有者が増加した。</p>	<p>○保護者に対する理解・啓発を促す取組が必要である。</p> <p>○児童生徒に対して障がいに対する理解教育を推進する必要がある。</p> <p>○教職員の専門性を高めるための研修が必要である。</p>